	二　仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備とＧＰＲＳトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続しているもの	
その他の高速度データ伝送電気通信役務（電気通信事業法施行規則第四十条の七の二に規定するものを除く。）	その他の高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者	様式第二十二

様式第29（第９条第１号関係）

［表略］

様式第30（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類

事業者名

法人番号

態様 ＼ 区分	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの	合計
回線数			
参考事項			

注１　サービスの種類の欄は、「光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して提供するＦＴＴＨアクセスサービス」か「他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して提供するＦＴＴＨアクセスサービス」のいずれかを記載し、双方を提供する事業者においてはそれぞれ別葉で報告すること。

２　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

様式第29（第９条関係）

［表同左］

［新設］